

相続税の 課税割合は4.2%

国税庁が昨年12月に発表した「相続税の申告事績（平成16・15年分）及び調査事績（平成16事務年度）」による相続税の課税割合は、9年連続減少となっています。今回は、この発表における内容の概要とその傾向を考えてみたいと思います。

1. 相続税の課税割合 平成16年中の被相続人數は約103万人で、相続税の課税対象となった被相続人數は、約4万3千人で、課税割合は4.2%（対前年分0.2%減少）でした。この割合は、地価下落の影響を受け、基礎控除の引き上げ等があった平成6年分以降最低水準です。

2. 相続財産額の構成 土地の割合がバブルの影響を受けていた平成4年分の75.9%から連続して減少する一方で、現金・預貯金等の割合が7.4%から20%近くまで増加してきています。こ

の傾向から現預金等の把握に調査の重点がシフトしてきています。この結果、申告漏れ相続財産額の構成比でも現預金等の割合が37.6%と最も高くなっています。

3. 海外資産関連 海外資産関連事案の調査も255件行われ、77%近くで申告漏れが指摘されました。国際税務専門官の設置等で海外資産の把握が十分になされた結果とされています。

4. 留意点 この公表から考えるべきは、現預金等についての管理の問題と思われます。家族名義の預金であっても、本当は被相続人のものではないのかと疑われないように留意しなければなりません。①預金等の設定・書換の管理を誰が行っているのか。②通帳・届出印は誰の物か。③利息・配当等を誰が受け取っているのか。④名義人の年齢、職業、収入はどうか、等々がポイントになります。

最後に、相続税の申告が必要になるかどうかの判断にも注意しなければなりません。

無申告加算税（無申告時の罰金）の状況も相続人數で3400名近くおり、気になるところです。

ナマの税務相談室

Q 先生、私の長男、現在M社の経理課長補佐ですが、所轄S署から贈与税についてという來署依頼を受けました。実は長男

は1月中旬「おたずね」が税務署からあり、T電株式1000株の購入資金についての説明的回答でした。

A 回答はどのように……。

Q 父からの教育費、生活費という名目で送金されたものの剩余金で、留学中の通帳、帰国後の通帳に入出金が明らかであると…。

A それで署がその回答から、通帳を持参してご長男に出頭依頼ということですね。

Q 実は、昨日長男が署に赴いたところ、留学中の送金の事実は判ったが、その送金したと認められる2000万円はほぼ手付かずで、現在の通帳に引継がれている。実際の教育費、生活費はと聞かれ、当面アルバイト、通訳の収

教育費、生活費と 子供の預金

入があり、ほぼその収入で充分月謝は賄った。生活費はホームステイで、その上事実上学校がかなり援助したと。

A 署は、教育費、生活費がその都度贈与したものでないから、非課税とは認められない。

Q ハイ、長男は贈与されたお金もかなり教育費に充当されている。現在の預金は教育費贈与のお金と自己資金混在と主張した。

A 署は公平な所、T電株式購入資金380万円は、父から送金された預金の残高から支弁されたと認めざるを得ない。自己資金混在とはとれない。

Q エー、留学中の預金は出が殆どなく、学資、生活費は自弁していたようです。

A 株式購入資金についてのみ贈与なら仕方がないでしょう。

[参考] 相法21条の3の2

ナマの税務相談室